

## ビジネス人材コミュニティイベント開催支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、ビジネス人材コミュニティイベント開催支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、地域のビジネス人材コミュニティ同士が相互補完やリソース共有を行いながら、相乗効果（シナジー）を生み出すことができるイベント開催のための事業推進経費を支援することで、ビジネス人材間の交流や知見を共有し、企業の成長を支える中核人材の育成を推進することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、ビジネス人材コミュニティとは、ビジネスに関する共通の目標や関心を持ち、知識やスキルの習得、情報共有、問題解決を目的として、組織的に集まり、継続的に活動を行っている県内の有志の集団をいう。

### (補助金の交付)

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
  - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業を開始する日の20日前までに行わなければならない。ただし、4月20日より前の日を補助対象とする場合は補助事業の開始前までに申請するものとする。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
  - (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
  - (3) 補助事業の中止又は廃止
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月16日から施行し、令和8年度の事業から適用する。

別 表（第4条関係）

1 補助対象事業	<p>次に掲げる要件を全て満たすイベントを実施する事業</p> <p>(1) 定員数が50名以上であること。</p> <p>(2) 県内全域から参加者を受け入れる、広域的なイベントであること。</p> <p>(3) 複数のビジネス人材コミュニティが連携して開催するもの。</p> <p>(4) 参加者間の知見の共有や人脈の広がりを促し、企業の成長を支える中核人材の育成を推進するもの。</p> <p>(5) 次に掲げるいずれかに沿ったテーマであること。</p> <p>ア デジタル技術・データ利活用 例：DX（デジタルトランスフォーメーション）、AI（人工知能） 等</p> <p>イ 経営・マーケティング 例：経営学、マーケティング戦略、スタートアップ 等</p> <p>ウ 社会課題解決・共創 例：地域活性化、問題解決型学習（PBL）、産官学連携 等</p> <p>エ ビジネススキル（リーダー層向け） 例：プロジェクトマネジメント、チームビルディング 等</p>
2 補助事業者	県内のビジネス人材コミュニティ
3 補助対象経費	<p>(1) イベント企画・運営・広報に係る経費（企画立案費、連絡調整費、会場運営費、広報活動費、専門家等招聘費 等）。なお、人件費に関しては上記1の取組を行うために直接必要な経費に限る。</p> <p>(2) その他補助事業の遂行に必要と認められる経費</p>
4 補助率	2分の1
5 補助金の限度額	1イベント当たり500千円